

献血にご協力ください

日時 3月4日(月)
午前の部 午前10時～正午
午後の部 午後1時～3時30分
場所 総合福祉センター
問合せ 福祉係 内線312

タウンニュース TOWN NEWS

広報いたくらはインターネットでもご覧いただけます
http://www.town.itakura.gunma.jp/

教育長に鈴木 優氏

1月21日の教育委員会議において教育長に
鈴木 優氏が選任されました。

就任にあたってのあいさつをお届けします。

生きる力を育む教育を目指して



生まれ育った板倉で

このたび、鈴木実前教育長
のあとを引き継ぎ、教育長の大役を仰せつかることになりました。鈴木優です。微力ながら板倉町教育の充実、発展に努力して参ります。どうか町民の皆様のご支援・ご協力を
お願い申し上げます。
私は「不易流行」の信条と「やるときはやる」の精神と「誠心誠意」の心で多くの人々に接しながら、また多くの人々からの支援を頂戴しながらこれまで生きて参りました。今後もこの生き方に変わ

りはありません。
生まれ育った故郷に奉職することになった今、本当にうれしく思うと同時に、身の引きまじる思いです。私は板倉町の人間、風土、自然が好きです。同級生も多く居ます。今でも旧交を温めています。彼らはいざというときには実に頼りになる存在でもあります。これは団塊の世代だからこそ味わえる心地良さかも知れません。

少子高齢化に向け

さて、目を日本社会に向けていくなかで、大変気になるのが少子高齢化です。ここ板倉町にも例外なくその波が押し寄せています。1学年に4～5学級あった時代のことを考えると信じられない現実があります。板倉町から巣立っていった若者たちの帰郷を願うしかありません。
どうしたら帰郷してくれるのかは、今後の大きな課題だ

と思います。そのためには板倉町に生まれ育ち、学んでよかったです成長時に思える学校教育であることが前提だと強く感じます。

私の目指す教育とは

少子高齢化の進行に伴い、当然予測されることは、20年後の日本社会における働き盛りである40代労働力人口の最小化現象です。その時点で何が起ころうでしょうか。それは今以上の外国資本(資金・労働力)の流入です。
そのような社会の中で生きていくには、どうすればよいのか。厳しい時を迎えることになっても慌てることのないように「生きる力」を涵養しておく必要があると思います。私のこれまでの経験を生かし、知徳体のバランスある人間を目指した教育、基礎学力の徹底を通して、学力水準の向上を目指した教育に専心したいと考えています。

特定疾患患者等見舞金を支給します

特定疾患見舞金



特定疾患などの患者またはその保護者の福祉増進を目的に、見舞金を支給しています。

電子証明書

有効期限にご注意を

e-TAXで確定申告をするためには、電子証明書が必要となります。電子証明書は役場で取得でき、住民基本台帳カード内に記録され、その有効期限は3年間です。カード券面に記載の有効期限とは異なりますのでご注意ください。有効期限満了日の3か月前から更新手続きができます。必要なもの 住基カード、運

転免許証などの公的証明書
手数料 500円
その他 有効期限内でも氏名、生年月日、性別、住所のいずれかが変更となった場合は電子証明書は失効します。
新たに住基カードを取得する場合、申請から交付までに約10日かかります。
必要なもの 運転免許証などの顔写真付の公的証明書、写

真付を希望する場合は写真
手数料 500円
高齢者運転免許自主返納制度を利用するかは免除
その他 顔写真付の公的証明書がない場合は照会書をご自宅に送付します。後日照会書を役場に持参していただき申請となります。
申込先・問合せ 戸籍年金係
内線232

経歴
昭和24年12月生まれ。大字板倉在住。昭和52年4月、西邑楽高等学校に新任英語教諭として赴任後、館林商工高校、太田高校で教鞭を執る。平成14年4月から教頭として桐生市立商業高校、太田東高校、平成17年4月からは校長として大間々高校、太田高校で勤務し、平成22年3月退職。

教育委員名簿	
役職	氏名
教育委員長(再任)	増田 靖夫
委員長職務代理者	小林 信哉
教育委員	景山 初女
教育委員	小島 正盛
教育長(新任)	鈴木 優

問合せ 総務学校係
内線611

児童扶養手当 特別児童扶養手当

県では、児童扶養手当・特別児童扶養手当を支給しています。支給の要件を満たしている、まだ受給していないかたは、申請してください。

児童扶養手当

対象 次の要件を満たす児童を監護する母子家庭などの母、監護し生計を同じくする父子家庭などの父または養育者要件 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある次のいずれかに該当する児童
父母が離婚
父母が死亡
父母または母が重度の障害者
父母または母の生死が不明
父母または母から一年以上遺棄
父母または母が裁判所からDV保護命令を受けた
父母または母が一年以上拘禁
未婚の母の子

手当額(月額)
9,780円(41,430円)
特別児童扶養手当
対象 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を監護する父母または養育者
手当額(月額)
・1級 50,400円
・2級 33,570円
詳しくは、お問い合わせください。
申請先・問合せ 福祉係
内線311